

# 火薬類保安責任者免状再交付申請の手引き

## －取扱（甲種・乙種）・製造（丙種）－

火薬類取締法第31条第7項の規定により、丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を喪失、汚損又は盗取された者であつて、その再交付を受けようとするものは、はじめに免状の交付を受けた都道府県知事に下記の必要書類を提出してください。

### [必要書類]

(1) 火薬類（丙種製造、甲・乙種取扱）保安責任者免状再交付申請書

(2) 添付書類

① 火薬類保安手帳の写し（手帳所持者であつて火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者のみ）

注) 手帳の記載事項、全ての写しを添付してください。

② その他

免状の交付時と現在の住所が異なっている場合は、住民票の写し1通（最近6ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。

また、免状の交付時と現在の氏名が異なっている場合は、氏名の変更履歴が確認できる書類1通（戸籍抄本等、最近6ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。

(3) 手数料 2,400円（千葉県収入証紙にて納付）

注) 千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下1階売店、県内各地の地域振興事務所、運転免許証を扱う警察署等で購入できます。

### [注意事項]

1 書類は申請者ご本人で記入してください。

2 郵送による受付は行っておりません。本人又は代理人が下記の問合せ先に持参してください。

(担当者不在の場合がありますので、事前に連絡をくださるようお願いいたします。)

### [問合せ先]

千葉市中央区市場町1番1号（県庁中庁舎7F）

千葉県 防災危機管理部 産業保安課 管理調整班 火薬担当 TEL 043-223-2722(直通)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

甲 種 製造  
乙 種 火薬類 保安責任者免状再交付申請書  
丙 種 取扱

令和 年 月 日

※※※千葉県収入証紙をここに貼り付けること。※※※ 注意 (1) 証紙が重ならないように貼ること。 (2) 枚数が多い場合は下の余白に貼ること。 (3) 収入印紙と混同しないように注意すること。 (4) 消印しないこと。
--

千葉県知事 様

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所	(〒 - )
(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日生
再交付を受けようとする理由	
免状番号	
交付年月日	年 月 日

連絡先 名称： 電話番号： - -
----------------------

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。  
3 千葉県収入証紙は、消印しないこと。